

小笠原島漁業協同組合

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 小笠原島漁業協同組合
- (2) 監査対象局 産業労働局及び港湾局

2 団体の概要

(1) 団体の概要

小笠原島漁業協同組合（設立：昭和43年10月）（以下「組合」という。）は、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき、組合員の経済的社会的地位の向上と漁業の生産力の増進を図ることを目的として、主として次の事業を行っている。

- ア 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付
- イ 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設の設置
- ウ 組合員の漁獲物その他生産物の運搬、加工、保管又は販売

(2) 組織

組合は、事務所を小笠原村父島字奥村に置き、役員8名（代表理事組合長1名、副組合長1名、理事4名、監事2名）（全員非常勤）及び職員16名で構成されている。

3 都との関係

ア 補助事業

都は、組合が行う事業に対し、表1のとおり、補助金を交付している。

（表1）補助金の交付状況等

（単位：千円）

| 事業名 | 補助金額 | | 対象事業等の内容 |
|--------------------|--------|---------|------------------------------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | |
| 硫黄島関連漁業対策事業費補助金 | 24,500 | 495,388 | 漁業基盤施設等整備に対する補助（補助率10/10） |
| 沖ノ鳥島漁業操業支援対策事業費補助金 | 54,613 | 54,899 | 用船による沖ノ鳥島沖での操業支援補助（補助率10/10） |

イ 公の施設の管理運営

都は、組合に対して、東京都漁港管理条例（昭和42年東京都条例第47号）第15条の2に基づき、平成15年4月16日より、二見漁港における指定施設の利用等に関する管理を委託し、平成18年4月1日からは、指定管理者として管理運営を行わせている。なお、徴収した利用料を管理費に充当する利用料金制を採用しており、都は委託料等の経費の支出は行っていない。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成21年度及び平成22年度の補助事業等について実施した。

2 実地監査期間

(1) 産業労働局及び港湾局

平成23年5月19日

(2) 小笠原島漁業協同組合

平成23年5月25日

第4 監査の結果

1 補助対象事業の執行について

組合が行っている補助金等交付対象事業について、伝票及び証ひょう等により、補助金等の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、補助金等の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

2 公の施設の管理運営について

組合が行っている公の施設の管理運営について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、事業は適切に運営されているかについて検証した。

その結果、事業は目的に沿って適切に運営されていると認められる。

第5 補助対象事業の概要

平成21年度及び平成22年度における補助事業の実績は、表2のとおりである。

(表2) 補助事業の実績等

(単位：千円)

| 事業名 | 年度 (平成) | 事業実績等 | 補助対象額 | 補助金額 |
|------------------------|------------|--------------------|---------|---------|
| 硫黄島関連漁業対策 事業費補助金 | 21 | 製氷・冷蔵施設の設計 | 24,500 | 24,500 |
| | 22 | 製氷・冷蔵施設の工事 | 495,388 | 495,388 |
| 沖ノ島島漁業操業支 援対策事業費補助金 | 21 | 用船によるカツオ、マグロ漁業操業支援 | 54,613 | 54,613 |
| | 22 | 用船によるカツオ、マグロ漁業操業支援 | 54,899 | 54,899 |

第6 公の施設の管理受託事業の概要

平成21年度及び平成22年度における公の施設の管理受託事業の主な実績は表3のとおりである。

(表3) 公の施設の管理受託事業の実績

| | | | |
|------|-----------|--|------------|
| 施設名 | | 二見漁港岸壁（公用岸壁）外9施設 | |
| 指定期間 | | 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで | |
| 目的 | | 公の施設の管理運営 | |
| 内容 | 施設規模 | 1 岸壁 二見漁港岸壁（公用岸壁） 2 棧橋 二見漁港棧橋（1） 二見漁港棧橋（2） 3 船揚場 二見漁港船揚場 二見漁港船揚場（2号） 4 泊地 二見漁港護岸（オイルフェンス横）前面泊地 二見漁港護岸（保安署横）前面泊地 二見漁港護岸（赤間裏）前面泊地 二見漁港護岸（野積場前）前面泊地 二見漁港内防波堤前面泊地 | |
| | 業務内容 | 1 施設の利用の受付及び案内に関する業務 2 施設の維持管理及び修繕に関する業務 3 施設の利用の届出の受理に関する業務 4 施設の利用の許可に関する業務 5 利用許可の取消し又は条件の変更に関する業務 6 施設を利用する者から施設の利用に係る料金を収受する業務 7 その他、知事が特に必要と認める業務 | |
| | | 平成21年度 | 平成22年度 |
| 収入 | 漁港施設利用料 | 6,048,000円 | 5,932,500円 |
| 支出 | 給料手当 | 4,800,000円 | 4,800,000円 |
| | 印刷消耗品費・雑費 | 767,370円 | 766,835円 |
| | 合計 | 5,567,370円 | 5,566,835円 |